岐阜市以外の相談窓口のご案内

犯罪被害に関する相談

●（公社）ぎふ犯罪被害者支援センター
相談専用電話　0120-968-783、058-268-8700
月～金曜日　10 時～ 16 時（祝日・年末年始除く）
※上記以外の時間
全国共通ナビダイヤル（通話料がかかります）
0570-783-554　7 時 30 分～ 22 時（12/29 ～ 1/3 除く）

●犯罪被害者相談室（岐阜県警）
0120-870-783　携帯の方は　058-277-3783
月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時 15 分（祝日・年末年始除く）

●県民生活相談センター（岐阜県）
058-277-1001　FAX　058-277-1005
月～金曜日　8 時 30 分～ 17 時（祝日・年末年始除く）

●（公財）岐阜県暴力追放推進センター
0800-200-8930
月～金曜日　9 時～ 17 時（祝日・年末年始除く）

法的なアドバイスに関する相談

●犯罪被害者支援ダイヤル（法テラス）
0120-079714
月～金曜日　9 時～ 21 時
土曜日　9 時～ 17 時（祝日・年末年始除く）

●ＤＶ・犯罪被害者支援センター（岐阜県弁護士会）
058-265-2850
月～金曜日　9 時～ 17 時（祝日・年末年始除く）

犯罪の未然防止や生活の安全に係る警察への相談全般

●警察安全相談室（岐阜県警）
#9110 または 058-272-9110（24 時間対応）
面談は、月～金曜日（8 時 30 分～ 17 時 15 分）（祝日・年末年始除く）

人権に関する相談

●人権啓発センター（岐阜県）
058-272-8252
月～金曜日　9 時～ 17 時（祝日・年末年始除く）

岐阜市犯罪被害者等総合相談窓口

電話　058-214-4963
Fax　058-214-2474
市庁舎 13 F　地域安全推進課内
月～金曜日　8：45 ～ 17：30
（祝日・年末年始を除く）

性犯罪・性暴力被害、ＤＶ（配偶者やパートナーからの暴力）被害についての相談

●ぎふ性暴力被害者支援センター（岐阜県）
058-215-8349（24 時間ホットライン）

●性犯罪被害者相談電話（岐阜県警）
#8103（ハートさん）
または　0120-72-8103（24 時間対応）

●岐阜県女性相談支援センター　（岐阜県）
058－213－2131
電話　9時～24時
（平日の18時～24時及び土・日・祝日、12月29日～1日3日はDV相談のみ）
面接　9時～17時（平日のみ、事前予約制）

●ストーカー相談１１０番（岐阜県警）
0120-794-310
月～金曜日　9 時～ 16 時（祝日・年末年始除く）

子どもについての相談

●少年サポートセンター（ヤングテレホンコーナー）（岐阜県警）
相談電話　0120-783-800（24 時間対応）

岐阜市の犯罪被害者等支援のご案内

犯罪による被害にあわれた方へ

一人で悩まないで、ご相談ください

岐阜市の犯罪被害者等支援について

犯罪被害は、他人事ではなく、誰もがある日突然、何の前ぶれもなく被害を被り、犯罪被害者になる可能性があります。

こうした中、平成16年に制定された「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体は、法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有するとされています。

そこで、本市では、令和元年度から「犯罪被害者等支援条例」の制定をはじめとして、総合相談窓口の設置、犯罪被害者等支援金制度の創設、庁内外ネットワークの構築を柱とした支援策を総合的に推進することといたしました。

犯罪被害者等の心に寄り添いながら、被害の回復や軽減を図るとともに、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指します。

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。

内閣府　犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

岐阜市がサポートできること

総合相談窓口（地域安全推進課）

- 犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワンストップ相談窓口です。
- 必要な手続きや相談は、担当課まで出向かなくても、各課職員が相談室に出向き、説明いたします。
- 必要に応じて外部の関係支援機関等もご案内します。
- 相談者に関する情報は支援の目的外に利用することはありませんので安心してご相談ください。
- 無料法律相談などの専門相談は、市民相談室にもございますので、ご案内します。
- 女性職員による対応もできますので安心です。

支援金の支給（地域安全推進課）

犯罪被害者の方やそのご遺族の方の一時的な費用を援助するため支援金を支給します。

- 遺族支援金　・・・３０万円
- 重傷病支援金　・・・１０万円

※被害を受けた時に岐阜市民である等の要件がありますのでご相談ください。

岐阜県犯罪被害遺児激励金（申請受付窓口：子ども支援課）

犯罪被害遺児の方を励ますため、激励金を支給します。

- 乳幼児及び小学校児童１人当たり 15,000 円
- 中学校生徒１人当たり 20,000 円
- 高等学校生徒１人当たり 25,000 円

※申請時から、高等学校在学中（２０歳未満）まで毎年支給されます。

保健医療・福祉サービスの提供

- 医療に関する情報提供、専門部署の紹介（感染症・医務薬務課）
- 心身の不調等に関する相談（保健センター）
- 精神保健に関する相談（地域保健課）
- 子育てに関する相談（子ども・若者総合支援センター）
- 国民年金・国民健康保険・後期高齢者保険等の納付相談（国保・年金課、福祉医療課）
- ひとり親家庭等への相談・各種支援制度（子ども支援課）
- 小中学生や保護者へのカウンセリング（学校安全支援課）
- 各種の福祉支援（障がい福祉課、高齢福祉課、生活福祉一・二・三課）
- 各種の子育て支援（子ども支援課、子ども保育課）
- 各種の教育支援（教育委員会）

居住の安定（住宅課）

- 犯罪被害等により現在の住居に居住できなくなった場合の市営住宅への入居の配慮

※入居には条件があります。

安全の確保

- 女性相談員による相談支援（ＤＶ含む）（子ども支援課）
- 母子生活支援施設の入所措置（同上）
- 「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」に基づく被害者の保護（高齢福祉課、障がい福祉課）

雇用の安定

- 就業相談やハローワークの案内（労働雇用課）
- 労働条件やハラスメントに関する相談（同上）
- 就業支援専門員によるひとり親への就労支援（子ども支援課）
- 生活・就労サポートセンターによる就労支援（生活福祉二課）